

収入印紙
ちょう付欄

工事請負仮契約書

		契約第		号					
工 事 名									
工 事 場 所									
工 期		議決の日から 年 月 日まで							
請 負 代 金 額		十億		百万		千		円	
		うち消費税額及び 地方消費税額に 相当する金額		百万		千		円	
前 金 払 の 可 否		☐ 可(前金払40%以内、中間前金払20%以内) ☐ 否							
部 分 払 の 可 否		☐ 可(1会計年度につき 回以内) ☐ 否							
契約履行の保証区分		☐ 第4条第1項第 号に規定する金銭的保証							
		☐ 第5条第1項に規定する役務的保証							
		☐ 免除							
建設リサイクル法		☐ 該当する(費用等別紙のとおり) ☐ 該当しない							

この契約は、仮契約とし、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年藤沢市条例第46号)第2条の規定に基づき、発注者がこの契約について藤沢市議会の議決を経たときに本契約となるものとする。ただし、受注者(共同企業体の場合にあっては、その構成員を含む。)がこの契約の締結の日からこの契約が本契約となる時までに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4若しくは第167条の11の規定による競争入札の参加者の資格の制限を受けた場合又は藤沢市指名停止等の措置要領の規定による指名停止処分を受けた場合(指定停止の措置要件が軽微な工事事故によるもので市長が認めた場合を除く。)には、この契約は解除し、本契約を締結しないものとする。この場合において、発注者に損害を生じた場合においては、受注者がこれを賠償するものとし、受注者に損害が生じた場合においては、受注者は、発注者に損害賠償を請求することができないものとする。

なお、本契約成立までの間は、発注者の都合により仮契約を解除できるものとし、既に発注者及び受注者が上記の工事の準備に関して支出した費用等は各自の負担とする。

上記の工事について、発注者と受注者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を保有する。ただし、本契約の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者がそれぞれ電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

年 月 日

発注者 藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市

藤沢市長

印

受注者

印

第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもつて合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行つたこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行つたものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

- 2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工事工程表等)

第3条 受注者は、この契約の締結の日から7日以内に、工事着手届及び工事工程表及び工事費見積明細書(以下これらを「工程表等」という。)を各2部作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 工事費見積明細書には、材料費、労務費、法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)、安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)並びに建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金を明示するものとする。
- 3 工程表等は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(適正な労務費の確保等)

第3条の2 発注者及び受注者は、工事費見積明細書に明示される労務費が、労務費に関する基準(建設業法(昭和24年法律第100号)第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。)を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

- 2 発注者は、前項の工事費見積明細書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。
 - (1) 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。
 - (2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。
- 4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。
 - (1) 前項第1号の支払に関する書面
 - (2) 前項第2号の支払に関する書面

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結時までに、次の各号に掲げるいずれかの保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項においてこれらを「保証の額」という。)は、請負代金の額(以下「請負代金額」という。)の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により受注者が付す保証が同項第3号から第5号までのいずれかに掲げるものである場合には、当該保証は、第44条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により受注者が、同項第2号又は第3号の保証を付した場合においては当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号の保証を付した場合においては発注者は契約保証金の納付を免除する。
- 5 受注者は、第1項の保証を付したときは、契約の履行保証方法の届出及び現場代理人等届出書を発注者に提出しなければならない。
- 6 受注者は、第1項第5号に掲げる保証を付したときは、当該履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市長に寄託しなければならない。
- 7 前項の規定による保険証券の寄託は、情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であつて、当該履行保証保険契約の相手方が定め、市長が認めた措置を講ずることをもつて代えることができる。
- 8 受注者が第1項の規定により保証を付した場合において、請負代金額の変更があつたときは、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者にあつては保証の額の増額を、受注者にあつては保証の額の減額をそれぞれ請求することができる。

第5条 前条の規定にかかわらず、受注者は、発注者が求めたときは、この契約の締結時までに、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(契約不適合(引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであることをいう。以下同じ。))である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。)を付さなければならない。

- 2 前項の保証に係る保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により受注者が付す保証は、第47条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の保証を付した場合において、請負代金額の変更があつたときは、当該保証に係る保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者にあつては保証金額の増額を、受注者にあつては保証金額の減額をそれぞれ請求することができる。

(権利又は義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第15条第2項の規定による検査に合格した物又は第39条第4項の規定による部分払のための確認を受けた物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第7条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第8条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項を通知することを請求することができる。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

第8条の2 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合において、建設業者(建設業法第2条第3項に定める建設業者をいう。)であつて次に掲げる届出をしていない者(当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限

る。以下この条において同じ。)の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、前項前段に規定する特別な事情があると認められない場合又は同項後段に定める期間内に書類を提出しなかった場合は、発注者の請求に基づき、違約金(制裁金)として受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(特許権等の使用)

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となつている工事材料又は施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料又は施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(工事の着手)

第10条 受注者は、この契約の締結の日から7日以内に工事(工事に付随して必要となる行為を含む。第49条第1項第1号において同じ。)に着手しなければならない。

(監督職員)

第11条 発注者は、総括監督員、主任監督員又は監督員(以下「監督職員」という。)を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。発注者が監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

3 発注者は、2人以上の監督職員を置いた場合において、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督職員を置いたときは、この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾又は解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもつて発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第12条 受注者は、現場代理人及び工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者等(建設業法第26条第2項の規定により監理技術者を置かなければならない場合にあつては監理技術者、同条第3項の工事にあつては専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐、同条第5項の建設工事にあつては監理技術者証の交付を受けている専任の監理技術者若しくは同法第26条の2の建設工事にあつては同条の建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。)を置かなければならない。

2 受注者は、前項の現場代理人及び主任技術者等を置いたときは、契約の履行保証方法及び現場代理人等届出書を発注者に提出しなければならない。受注者が現場代理人又は主任技術者等を変更したときも、同様とする。

3 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、この契約に基づく受注者の一切の権限(請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第14条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知並びに契約の解除に係る権限を除く。)を行使することができる。

4 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場

における常駐を要しないこととすることができる。

- 5 受注者は、第3項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自自行使しようとする場合には、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 6 現場代理人及び主任技術者等は、これを兼ねることができる。

(工事現況の報告)

第13条 受注者は、工事着手後、毎月5日までに、前月末日における工事の状況を記載した工事現況報告書を発注者に提出しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第14条 発注者は、現場代理人がその職務(主任技術者等と兼任する現場代理人にあつては、その者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当であると認められるときは、受注者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、主任技術者等その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当であると認められるものがあるときは、受注者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務につき著しく不相当であると認められるときは、発注者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質、検査等)

第15条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。ただし、設計図書に工事材料の品質が明示されていない場合においては、中等の品質を有する工事材料を使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書に監督職員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。
- 4 前2項の検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を得ないで工事現場から搬出してはならない。
- 6 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該不合格と決定された日から7日以内に工事現場から搬出しなければならない。

(監督職員の立会い、工事記録の整備等)

第16条 受注者は、設計図書に監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該監督職員の立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書に監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該監督職員の立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に定めるもののほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備するとともに、監督職員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内にこれを提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項の立会い若しくは見本検査又は第2項の立会いの請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内にこれに応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由がなく受注者の請求に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、当該監督職員に通知した上、同項の立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。
- 6 前項の規定により、工事材料を調合し、又は工事を施工した場合においては、受注者は、当該工事材料を調合したことを証する見本又は当該工事を適切に施工したことを証する工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内にこれを提出しなければならない。
- 7 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第17条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定

めるところによる。

- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計図書に定めるところと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しの日から7日以内に交付材料受払簿に引渡しを受けた支給材料又は貸与品の品名、数量その他必要な事項を記載して発注者に提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し契約の内容に適合しないこと（第2項の規定による検査により発見することが困難であつたものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を受注者に引き渡し、当該支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等により不用となつた支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合においては、受注者は、交付材料受払計算書を発注者に提出しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により、支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは損傷し、又はその返還が不可能となつたときは、発注者の指定した期間内に、代品を納め、原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第18条 発注者は、工事用地その他設計図書において定めた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を、受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等により工事用地等が不用となつた場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、及び取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わつて当該物件を処分し、及び工事用地等の修復又は取り片付けを行うことができる。
- 5 前項の規定により発注者が受注者に代わつて当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行つた場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、及び発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 6 第3項の規定により受注者がとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書に不適合の場合の改造義務、破壊検査等）

第19条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第15条第2項又は第16条第1項、第2項若しくは第3項の規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

- 3 前項に定めるもののほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の規定による検査をした場合においては、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(条件変更等)

第20条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督職員に通知し、その確認を受けなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに、受注者の立会いの上、調査を行わなければならない。この場合において、監督職員は、当該立会いを求めたにもかかわらず、受注者がこれに応じないときは、受注者の立会いを得ずに調査を行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置について指示をする必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、当該期間内に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 発注者及び受注者は、前項に規定する調査の結果において第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、当該事実が次の各号に掲げる事項のいずれに該当するかに応じて当該各号に定めるところにより、設計図書の訂正又は変更を行うものとする。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当して設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が設計図書を訂正する。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当して設計図書を変更する必要がある場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が設計図書を変更する。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当して設計図書を変更する必要がある場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議した上、発注者が設計図書を変更する。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第21条 発注者は、前条第4項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の一時中止)

第22条 工事用地等を確保することができない等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であつて受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工することができないと認められるときは、発注者は、直ちに、工事の中止の内容を受注者に通知して工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、工事の一時中止の内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、受注者が工事の続行に備えて工事現場を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持するための費用を必要としたときその他受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第23条 受注者は、天候の不良その他受注者の責めに帰すことができない理由により工期内に工事を完成することができないときは、発注者に対し、工期の延長を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき理由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、その他受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第24条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、受注者に対し、工期を短縮することを請求することができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更の方法)

第25条 第17条第7項、第19条第1項、第20条第5項、第21条、第22条第3項又は前条第1項の規定による工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合においては、発注者が工期を変更し、受注者に通知する。

- 2 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日から7日以内に当該協議の開始の日を通知しない場合においては、受注者は、当該協議の開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(1) 第17条第7項の規定による工期の変更の場合 受注者が同条第5項の規定により、他の支給材料若しくは貸与品の引渡しを受けた日、発注者が支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更した日若しくは発注者が支給材料若しくは貸与品の使用を請求した日又は同条第6項の規定により発注者が支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所若しくは引渡時期を変更した日

(2) 第19条第1項の規定による工期の変更の場合 同項の規定により受注者が改造の請求を受けた日

(3) 第20条第5項の規定による工期の変更の場合 同条第4項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた日

(4) 第21条の規定による工期の変更の場合 同条の規定により受注者が設計図書の変更の内容の通知を受けた日

(5) 第22条第3項の規定による工期の変更の場合 同条第1項又は第2項の規定により受注者が工事の一時中止の内容の通知を受けた日

(6) 前条第1項の規定による工期の変更の場合 同項の規定により受注者が工期の短縮の請求を受けた日

- 3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第54条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第55条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(請負代金額の変更の方法等)

第26条 第17条第7項、第19条第1項、第20条第5項、第21条、第22条第3項又は第24条第2項の規定による請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合においては、発注者が請負代金額を変更し、受注者に通知する。

- 2 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日から7日以内に当該協議の開始の日を通知しない場合においては、受注者は、当該協議の開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(1) 第17条第7項の規定による請負代金額の変更の場合 受注者が同条第5項の規定により、他の支給材料若しくは貸与品の引渡しを受けた日、発注者が支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更した日若しくは発注者が支給材料若しくは貸与品の使用を請求した日又は同条第6項の規定により発注者が支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所若しくは引渡時期を変更した日

(2) 第19条第1項の規定による請負代金額の変更の場合 同項の規定により受注者が改造の請求を受けた日

(3) 第20条第5項の規定による請負代金額の変更の場合 同条第4項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた日

(4) 第21条の規定による請負代金額の変更の場合 同条の規定により受注者が設計図書の変更の内容の通知を受けた日

(5) 第22条第3項の規定による請負代金額の変更の場合 同条第1項又は第2項の規定により受注者が工事の一時中止の内容の通知を受けた日

(6) 第24条第2項の規定による請負代金額の変更の場合 同条第1項の規定により受注者が工期の短縮の請求を受けた日

- 3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第54条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第55条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 第17条第7項、第19条第1項、第20条第5項、第21条、第22条第3項、第24条第2項の規定により負担する費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。
(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第27条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となつたと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があつたときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求があつた時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、第1項の規定による請求があつた日を基準として物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合においては、発注者が変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額を定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行つた後においても、再度行うことができる。この場合における第1項の規定の適用については、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条の規定による請負代金額変更の基準とした日」とする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じたことに伴い、請負代金額が不適当となつたと認められるときは、発注者又は受注者は、前各項に定めるもののほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することができない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となつたときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に協議が成立しない場合においては、発注者は、請負代金額の変更額を定め、受注者に通知するものとする。
- 8 第3項又は前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の規定による請求を行つた日又は当該請求を受けた日から7日以内に当該協議の開始の日を通知しない場合においては、受注者は、当該協議の開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第54条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第55条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(臨機の措置)

第28条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 受注者は、前項の規定により臨機の措置をとつたときは、直ちにそのとつた措置の内容を監督職員に通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害の防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとつた場合においては、当該措置に要した費用のうち受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第31条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者が負担する。ただし、その損害(第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除

く。)のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第30条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、その損害(第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)については、発注者が負担する。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠つたことにより生じたものについては、受注者が負担しなければならない。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第31条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書において基準を定めたものにあつては当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(第6項において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後、直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠つたことにより生じたもの及び第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物等であつて、第15条第2項、第16条第1項若しくは第2項又は第39条第4項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で、通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が当該差し引いた額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取り片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取り片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額」としてして同項の規定を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第32条 発注者は、第9条、第17条第7項、第19条第1項、第20条第5項、第21条、第22条第3項、第24条第2項、第27条、第28条第4項、第29条、前条第4項若しくは第6項又は第35条第3項の規定により、請負代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に協議が成立しない場合においては、発注者は、設計図書の変更の内容を定め、受注者に通知する。

2 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。

らない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき理由又は費用を負担すべき理由が生じた日から7日以内に当該協議の開始の日を通知しない場合においては、受注者は、当該協議の開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第33条 受注者は、工事が完成したときは、工事しゅん工届を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の届が提出されたときは、当該届が提出された日から14日以内に、受注者の立会いの上、工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査を完了したときは、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 発注者は、第2項の検査に当たり、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 5 第2項又は前項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 6 発注者は、第2項の検査によつて工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物引渡書により工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 7 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 8 発注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、工事手直し指示書により受注者に修補することを請求するものとし、受注者は、その請求により直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第34条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、藤沢市財務規則(昭和39年藤沢市規則第7号)の定めるところにより、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査を行わないときは、当該期間を経過した日から検査を行つた日までの日数は、前項の期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が当該期間の日数を超えるときは、当該期間は、遅延日数が当該期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第35条 発注者は、第33条第6項又は第7項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもつて使用するものとする。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第36条 受注者は、請負代金額が3,000,000円以上の工事でその工期が40日を超えるものについては、保証事業会社と、この契約に基づく工事の完成時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、当該請負代金額の10分の4を超えない範囲において、前払金の支払いを請求することができる。

- 2 受注者は、前払金の支払いを受けようとするときは、契約締結の日から起算して20日以内に、公共工事前払金請求書を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者があらかじめ提出の期限を指定している場合は、この限りでない。
- 3 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 発注者は、第2項による請求書が提出された日から14日以内に前払金を支払わなければならない。ただし、支払事務において、必要な日数が確保できない場合はこの限りではない。
- 5 受注者は、前項の規定により前払金の支払いを受けた後、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第3項各号に掲げる要件に該当したときは、請負代金額の10分の2を超えない範囲において、同項に規定する既にした前金払に追加してする前金払(以下「中間前金払」という。)を請求することができる。
- 6 受注者は、中間前金払を受けようとするときは、あらかじめ、中間前金払認定請求書により、受注者が中間前金払を受ける要件を備えていることを認定するよう発注者に請求しなければならない。この場合において、発注者は、直ちに当該認定の適否を判断し、その結果を受注者に通知するものとする。

- 7 受注者は、中間前金払を受けようとするときは、前項の中間前金払を受ける要件を備えていることを認定する旨の通知を受けて保証事業会社と中間前払金に係る保証契約を締結するものとし、当該通知を受けた日から起算して20日以内に、公共工事前払金請求書を発注者に提出するとともに当該保証契約に係る保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 8 中間前金払の場合における保証証書の提出については第3項の規定を、中間前払金の支払期限については、第4項の規定を準用する。
- 9 受注者は、請負代金額が2割以上増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第5項の規定により中間前金払を受けているときは10分の6)に相当する額から受領済みの前払金(中間前払金を含む。以下この条及び次条において同じ。)の額を差し引いた額に相当する額の範囲内において前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合における前払金の支払いについては、第4項の規定を準用する。
- 10 受注者は、請負代金額が2割以上減額された場合において、受領済みの前払金の額が減額後の請負代金額の10分の5(第5項の規定により中間前金払を受けているときは10分の6)を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。
- 11 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が成立しない場合においては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 12 発注者は、受注者が第10項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを受注者に請求することができる。

(保証契約の変更)

第37条 受注者は、前条第9項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払いを請求しようとする場合は、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に規定する場合のほか、請負代金額が変更された場合において、保証契約を変更したときは、直ちに変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとする。

(前払金の使用等)

第38条 受注者は、第36条の規定による前払金を当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、当該前払金額の100の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

- 2 受注者は、第36条の規定による中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第39条 受注者は、請負代金額が3,000,000円以上の工事について、当該工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第15条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書において部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額(以下「請負代金相当額」という。)の10分の9に相当する額以内の額について、次項から第8項までに定めるところにより、部分払を請求することができる。

- 2 受注者が前項の規定により部分払を請求することができる回数は、請負代金額が3,000,000円以上10,000,000円未満の工事については1回とし、請負代金額が10,000,000円以上の工事については1会計年度につき3回以内とする。
- 3 受注者は、部分払の請求をしようとするときは、あらかじめ、工事出来高部分払申請書(第 回)及び工事出来高内訳書を発注者に提出し、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を受けなければならない。
- 4 発注者は、前項の書面が提出されたときは、当該書面が提出された日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 5 前項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 6 受注者は、第4項の規定による確認の通知があつたときは、部分払を発注者に請求することができる。この場合においては、発注者は、当該部分払に係る請求書が提出された日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 7 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、前項の請求書が提出された日から10日以内に協議が成立しないときは、発注者は、当該請負代金相当額を定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times \left[\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金の額}}{\text{請負代金額}} \right]$$

- 8 第6項の規定により部分払金の支払いをした後に受注者が再度部分払の請求をする場合における前各項の規定の適用については、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは、「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額」とする。

(部分引渡し)

- 第40条 工事目的物について、発注者が設計図書に工事の完成に先立つて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下この条において「指定部分」という。)がある場合において、指定部分の工事が完了したときは、第33条及び第34条の規定を準用する。この場合においては、第33条第1項中「工事」とあるのは「発注者が設計図書に工事の完成に先立つて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下この条において「指定部分」という。))に係る工事」と、同条第2項中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、同条第4項中「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第6項中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第7項中「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と、同条第8項中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、第34条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。
- 2 前項において準用する第34条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相應する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、同項の規定による請求を発注者が受けた日から14日以内に当該協議が成立しない場合においては、発注者が当該請負代金の額を定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相應する請負代金の額} \times 1 - \frac{\text{前払金の額}}{\text{請負代金額}}$$

(継続費又は債務負担行為に係る契約の特則)

- 第41条 継続費又は債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

令和 年度	円
令和 年度	円
令和 年度	円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和 年度	円
令和 年度	円
令和 年度	円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(継続費又は債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

- 第42条 継続費又は債務負担行為に係る契約の前金払に関する第36条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに第37条第2項の規定の適用については、第36条第1項中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額(前会計年度末における第39条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、第43条第2項の規定により当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該会計年度の出来高予定額から前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額)」と、「この契約に基づく工事の完成時期」とあるのは「この契約に基づく工事の完成時期(最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)」と、第36条第2項中「前払金」とあるのは「契約を締結した会計年度後の各会計年度に係る前払金」と、「契約締結の日」とあるのは「当該会計年度の初日(前会計年度末における第39条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達していないときは、達したと確認された日の翌日)」と、第36条第4項及び第5項並びに第37条第2項中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額(前会計年度末における第39条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、第43条第2項の規定により当該会計年度の当初に部分払

をしたときは、当該会計年度の出来高予定額から前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額」とする。

- 2 第1項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときは、同項の規定により読み替えて適用する第36条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度について前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときは、同項の規定により読み替えて適用する第36条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額(第39条第1項に規定する請負代金相当額をいう。以下同じ。)が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合においては、第1項の規定により読み替えて適用する第36条第1項の規定にかかわらず、当該請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを行うことができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、受注者は、請負代金相当額が当該出来高予定額に達するまで第36条第1項の規定により締結した保証契約の保証期限を延長しなければならない。この場合においては、第37条第1項の規定を準用する。

(継続費又は債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

- 第43条 継続費又は債務負担行為に係る契約については、各会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた額(次項において「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度において、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の請求をすることはできない。
- 2 この契約において、受注者が前払金の支払いを受けている場合における部分払の額については、第39条第7項及び第8項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\begin{aligned} & \text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times \frac{9}{10} - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分} \\ & \text{払金額}) - (\text{請負代金相当額} - (\text{前会計年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額})) \\ & \times \frac{\text{当該会計年度の前払金額}}{\text{当該会計年度の出来高予定額}} \end{aligned}$$

- 3 各会計年度において、部分払を請求することができる回数は、次のとおりとする。

令和 年度	回
令和 年度	回
令和 年度	回

(第三者による受領)

- 第44条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対し、第34条(前条第1項において準用する場合を含む。)又は第39条の規定による支払いをしなければならない。(前払金等の不払に対する受注者の工事の中止)

- 第45条 受注者は、発注者が第36条、第39条又は第40条第1項において準用する第34条の規定による支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を一時中止した場合において、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、受注者が工事の続行に備えて工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第46条 発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次

の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第33条第6項又は第7項(第40条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に規定する引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から起算して2年を超えた場合には、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 5 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年を経過する日までの間、追完を請求することができる。
- 6 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 7 発注者が第4項又は第5項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第10項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年を経過する日までの間に前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 8 発注者は、第4項又は第5項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法(明治29年法律第89号)の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 9 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用しない。この場合において、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 10 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 11 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第4項の規定にかかわらず、直ちにその旨を受注者に書面により通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 12 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその支給材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを発注者に通知しなかつたときは、この限りでない。

(損害賠償請求等)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) 工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第49条の規定により、工事目的物の完成後に契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第49条の規定により工事目的物の完成前に契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となつたとき。
- 3 次の各号に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に規定する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
 - 5 第1項第1号の場合において請求する損害賠償の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。
 - 6 発注者は、第2項の場合において、政令第167条の16の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は当該担保を違約金に充当することができる。
 - 7 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 第51号第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
 - 8 受注者は、第34条第2項(第40条第1項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。
(公共工事履行保証証券による保証の請求)
- 第48条 発注者は、第5条第1項の規定により債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定して工事を完成させることを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し、かつ、発注者が適当であると認めた建設業者(以下この条において「代替履行業者」という。)から発注者に対して契約に基づく次に掲げる受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、当該代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
 - (1) 請負代金に係る金銭債権(前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。)
 - (2) 工事目的物の完成に係る債務
 - (3) 契約不適合を保証する債務(受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。)
 - (4) 契約解除権
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、契約に係る受注者の一切の権利及び義務(第30条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者に対する損害に係る債務を除く。)
 - 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、当該代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
 - 4 第1項の規定による発注者の請求があつた場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき保証人から保証金が支払われたときは、契約に基づいて受注者が発注者に対して負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金が支払われた後に生ずる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として消滅する。
(契約の解除)
- 第49条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 正当な理由がなく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - (2) 工期内に完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき。
 - (3) 第12条第1項に規定する主任技術者等を置かなかつたとき。
 - (4) 正当な理由がなく、第46条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、契約に違反したとき。
 - 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。
 - (1) 第6条第1項本文の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
 - (2) 契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除去した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
 - (4) 受注者が契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を

- 明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
- (9) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあつたとき。
- (10) 第51条第1項又は第2項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (11) 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員、その支店または営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ)が、集团的に、計画的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。
- (12) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (13) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (14) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (15) 第11号から第14号に規定する行為を行う者であると知りながら、その者と下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約を締結したとき。
- (16) 第11号から第14号に規定する行為を行う者を下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前項に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 3 前2項に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2項の規定による契約の解除をすることができない
- 第50条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第49条第1項又は第2項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 第51条 受注者は、発注者が契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない
- 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。
- (1) 第21条の規定による設計図書の変更により請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第22条の規定による工事の施工の中止の期間が工期の10分の5に相当する期間(工期の10分の5に相当する期間が6月を超える場合にあっては、6月)を超えたとき(当該中止が工事の一部に係るものである場合においては、その一部を除く他の部分の工事が完成した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき)。
- (契約の解除に伴う措置)
- 第52条 発注者は、契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となつた工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第36条の規定による前払金の支払いがあつたときは、当該前払金の額(第39条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を第1項の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受注者は、受領済みの前払金になお余剰があるときは、契約の解除が第47条第3項又は第49条第1項若しくは第2項の規定による場合に該当する場合にあつてはその余剰金に、前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、その余剰金の額につき年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付して、契約の解除が第50条又は前条の規定による場合にあつてはその余剰金を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の規定による出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、これを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は工事の出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、及び取り片付けて発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わつて当該物件を処分し、並びに工事用地等の修復及び取り片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段の規定による受注者がとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第47条第3項に規定する場合又は第49条第1項若しくは第2項の規定による場合に該当する場合にあつては発注者が定め、契約の解除が第50条又は前条の規定による場合にあっては受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 発注者は、第47条第3項に規定する場合又は第49条第1項若しくは第2項の規定により契約を解除した場合に該当する場合において、受注者が第47条第2項の違約金を指定する期間内に支払わないときは、第1項の出来形部分に相応する請負代金から当該違約金を控除することができる。
- 10 工事の完成後に契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。
(火災保険等)

第53条 受注者は、工事目的物、工事材料(支給材料を含む。)等を、設計図書に定めるところにより、火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、遅滞なく、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示しなければならない。
(あつせん又は調停)

第54条 この約款の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき協議が成立しない場合において、発注者が定めたものに受注者が不服があるときその他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は、建設業法による神奈川県建設工事紛争審査会(次条において「審査会」という。)のあつせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第14条第3項の規定により受注者が決定を行つた後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行つた後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第55条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(談合その他不正行為に対する賠償金の徴収)

第56条 発注者は、受注者がこの契約について次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、請負代金額の100分の20に相当する額を徴収するものとする。ただし、発注者が賠償金を請求することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この項において「独占禁止法」という。)第3条の規定により禁止される不当な取引制限を行つたとして独占禁止法第7条第1項又は第2項の規定による排除措置命令を受け、独占禁止法第61条第2項の規定により当該命令の効力が

生じたとき（当該命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合は、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。次号において同じ。）。

(2) 独占禁止法第3条の規定により禁止される不当な取引制限を行つたとして独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令を受け、独占禁止法第62条第2項の規定により当該命令の効力が生じたとき。

(3) 受注者（法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

2 前項本文の規定により賠償金を徴収する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表であつた者又は構成員であつた者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表であつた者又は構成員であつた者は、連帯して同項の額を発注者に支払わなければならない。

3 第1項本文の規定は、実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することを妨げない。

4 前3項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

（契約の効力の遡及）

第57条 契約の内容を記録した電磁的記録の作成をもって本契約を締結する場合にあつて、契約締結が履行期間の開始日より後の日であるときは、本契約の効力は履行期間の開始日から生じるものとする。

（補則）

第58条 この約款に定めのない事項については、藤沢市契約規則によるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。